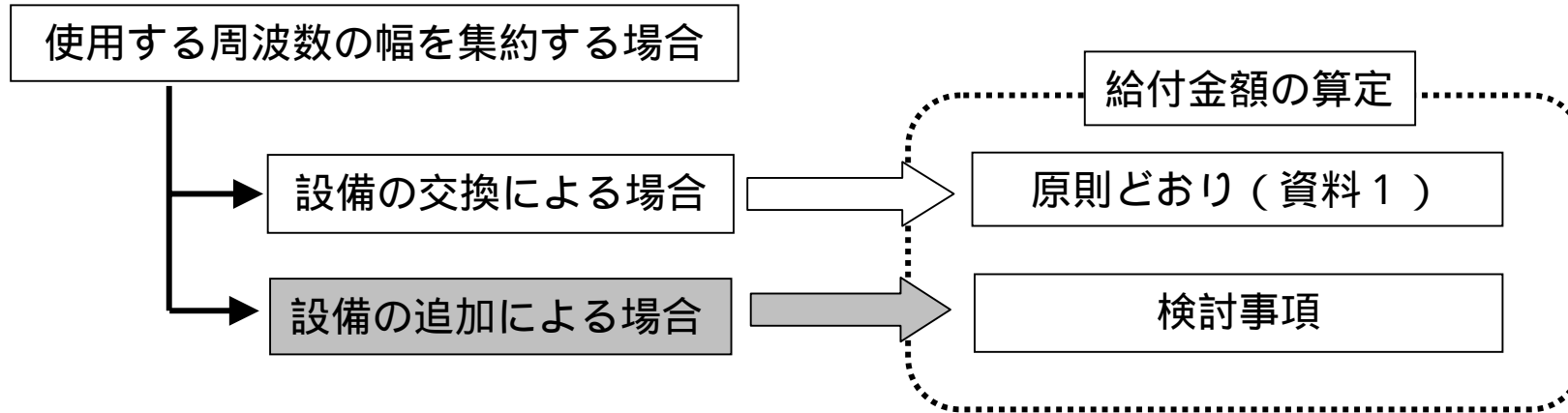


給付金額の算定における例外的取扱いについて

- 1 新たな設備の追加による再配分の取扱い
- 2 5年を超え10年未満の再配分を行う場合の給付金対象設備の範囲について

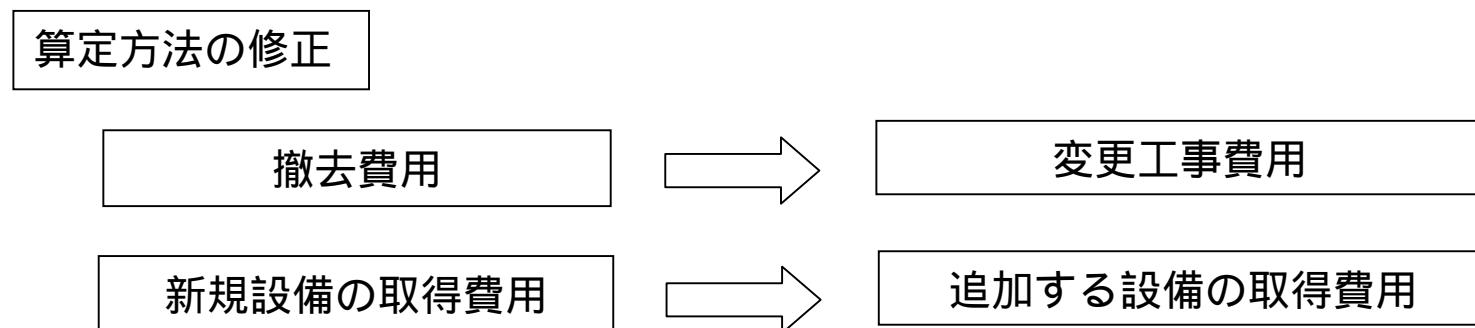
1 新たな設備の追加による再配分の取扱い

(1) 対象となる再配分



(2) 給付金額

追加する設備の前倒し取得に伴う金融費用を給付対象とする。



2 5年を超え10年未満の再配分を行う場合の給付金の対象設備の範囲について

(1) 検討課題

鉄塔・局舎等については、送受信装置やアンテナ等とは異なり、通常、相当期間更改が想定されないものである。また、これらの設備は法定耐用年数が極めて長く、多額の投資を伴っているところである。

したがって、鉄塔・局舎等については、社会通念上、電波利用のために継続的に使用することが強く期待されているものと考えられることから、5年を超える期間の再配分を行った場合でも、給付金の対象とすることが適当であると考えられる。（ただし、再配分計画から5年以上経過していることから期間損失は算定対象とはしない。）

(2) 対象設備の範囲

(1)を踏まえつつ、客観的な基準として、以下の要件を満たす設備とする。

建物又はアンテナの支持物（アンテナを支えるための設備（鉄塔等））

法定耐用年数が20年以上であるもの

なお、対象となる複数企業で異なる耐用年数を用いている場合は、最も多く使用されている耐用年数を用いるものとする。（資料1参照）

(参考) 法定耐用年数の事例

	耐用年数が20年以上のもの		耐用年数が20年未満のもの	
	種類	耐用年数	種類	耐用年数
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造り (送受信所用、発電所用等)	38年	木造 (送受信所用)	17年
	ブロック造り	34年	仮設のもの	7年
	金属造り	31年		
無線設備の支持物	鉄筋コンクリート柱 (無線通信用)	42年	木塔及び木柱 (無線通信用)	10年
	鉄塔及び鉄柱(無線通信用)	40年		
	鉄塔(電気事業用)	22年		

再配分を5年超から10年以内の間で実施する場合の例外的措置

局舎・鉄塔等のみ対象

過去の設備投資に対するもの

使用期限における残存価値
- 公表から10年後の残存価値

公表から10年後において残存価値がない場合は
「使用期限における残存価値」とする。

従来より補償のない部分

取得価額

残存価値

残存価額

再配分計画公表

5年

7年

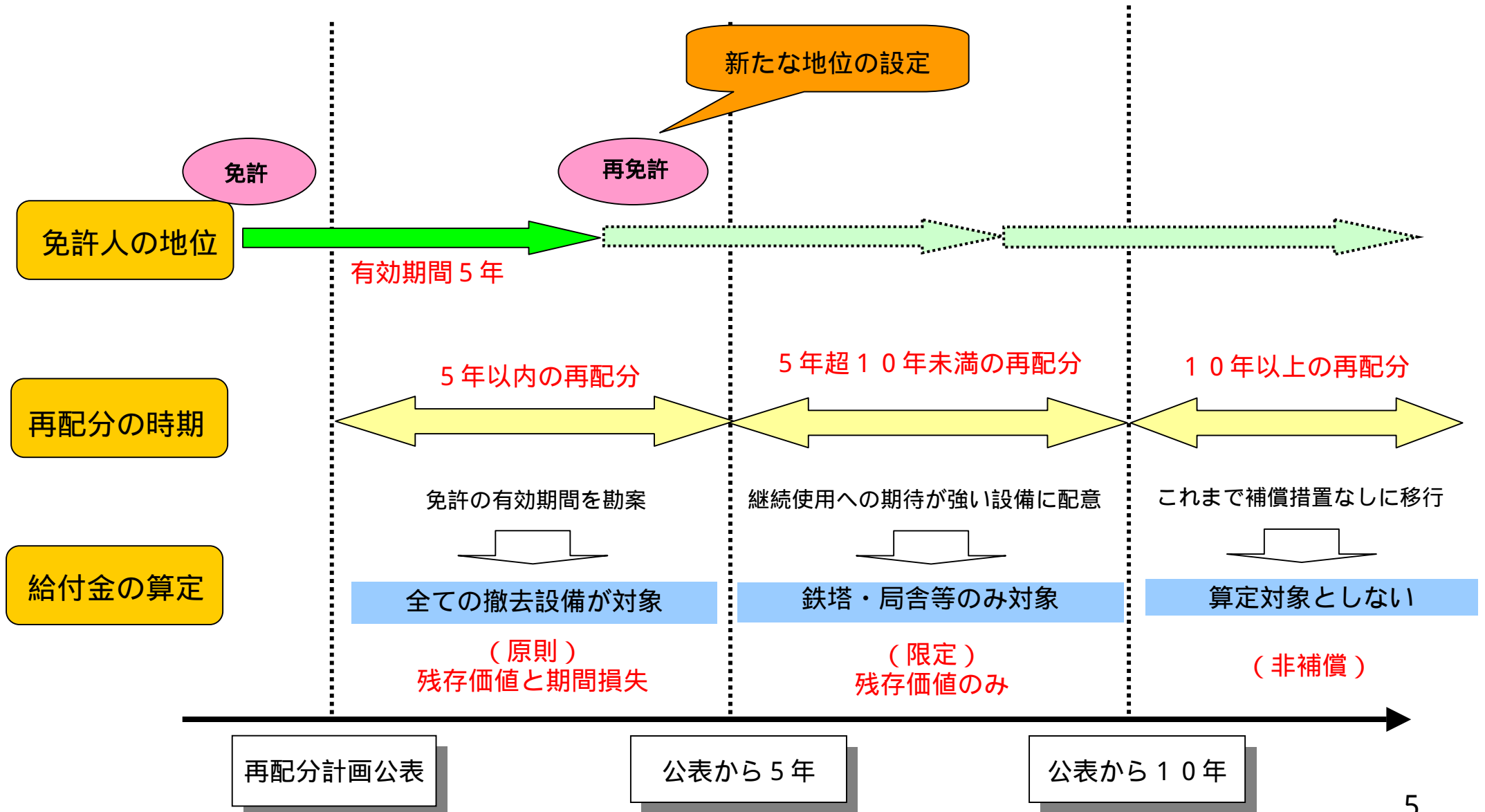
10年

耐用年数経過

使用期限

公表から5年以上経過しているため期間損失はないものとする。

給付金制度の基本的考え方



構成員からのご意見

「公表から5～10年の場合、残存価値はみるのに、期間損失をみないことの理由が不明。」との指摘があった。

その一方で「考慮すべき期間は免許期間の5年を何年早めるかということであり、受忍限度は5年とすべきである。」という意見があった。